

岐阜県公報

号外(二) 令和元年六月十四日

目次

告示

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の一部改正
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定に関する告示の廃止

(家畜防疫対策課)

(同)

ページ

一

告示

岐阜県告示第六十号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示(令和元年岐阜県告示第二十四号)の一部を次のように改正し、令和元年六月十五日から適用する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

二を次のように改める。
二 移動を禁止する区域

山県市赤尾、伊佐美、梅原、大桑、大森、掛、小倉、上願、谷合、大門、富永、西深瀬(地番が四百番以降である土地の区域を除く)、平井、藤倉、洞田及び松尾(地番が六百番以降である土地の区域を除く)。

岐阜県告示第六十一号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定に関する告示(令和元年岐阜県告示第二十五号)は、令和元年六月十六日限り廃止する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

令和元年六月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社